

Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス利用規約 【現改比較表】 2021年6月1日現在

～2021年6月30日

2021年7月1日～

▲Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス利用規約 実施 平成24年6月23日	▲Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス利用規約 実施 平成24年6月23日														
<p>目次</p> <p>第1条～第22条（略）</p> <p>第22条の2 通話料の支払義務</p> <p>第23条～第43条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第22条（略）</p> <p>第22条の2 削除</p> <p>第23条～第43条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>附則（略）</p>														
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（ビデオ会議サービスの種類）</p> <p>第5条の2 ビデオ会議サービスには、次の種類があります。</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（ビデオ会議サービスの種類）</p> <p>第5条の2 ビデオ会議サービスには、次の種類があります。</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、同時に参加できる会議室の人数を選択できるもの。</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1会議室あたり最大50人同時接続を提供するもの。</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、別記7に定めるスマートグラス端末を使用するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	タイプ1	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、同時に参加できる会議室の人数を選択できるもの。	タイプ2	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1会議室あたり最大50人同時接続を提供するもの。	タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、別記7に定めるスマートグラス端末を使用するもの。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、同時に参加できる会議室の人数を選択できるもの。</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、別記7に定めるスマートグラス端末を使用するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	タイプ1	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、同時に参加できる会議室の人数を選択できるもの。	タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、別記7に定めるスマートグラス端末を使用するもの。
種 類	内 容														
タイプ1	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、同時に参加できる会議室の人数を選択できるもの。														
タイプ2	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1会議室あたり最大50人同時接続を提供するもの。														
タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、別記7に定めるスマートグラス端末を使用するもの。														
種 類	内 容														
タイプ1	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、同時に参加できる会議室の人数を選択できるもの。														
タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、別記7に定めるスマートグラス端末を使用するもの。														

<p>第5条の2の2～第21条（略）</p>	<p>第5条の2の2～第21条（略）</p>
<p>（利用料金の支払義務）</p> <p>第22条 ビデオ会議契約者は当社がサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、ビデオ会議契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）を含む料金月の期間について、利用料金の支払いを要します。</p> <p>2 <u>前項に関わらずビデオ会議契約者（タイプ2に係る者に限ります。）は、そのビデオ会議契約に基づいてビデオ会議サービスの提供を開始した日から起算して、ビデオ会議契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金（音声会議利用料、通話料及び海外ローカルアクセスポイント利用料に係るものに限り。）の支払いを要します。</u></p> <p>3 <u>前項</u>の期間において、ビデオ会議サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。</p> <p>（1）利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <p>（2）前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ビデオ会議サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <p>（略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>（利用料金の支払義務）</p> <p>第22条 ビデオ会議契約者は当社がサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、ビデオ会議契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）を含む料金月の期間について、利用料金の支払いを要します。</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 <u>第1項</u>の期間において、ビデオ会議サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。</p> <p>（1）利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <p>（2）前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ビデオ会議サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <p>（略）</p> <p>4 （略）</p>

<p><u>(通話料の支払義務)</u></p> <p>第22条の2 <u>ビデオ会議契約者（タイプ2に係るものに限り）は、そのビデオ会議契約に基づいて行った通信又は電気通信回線から行った通信（そのビデオ会議契約に係る音声会議機能への着信に限り。以下「着信課金通信」といいます。）について、当社が測定した接続通信時間（その利用に係るビデオ会議契約者（タイプ2に係るものに限り）以外の者が行ったものを含まず。）と料金表の規定とに基づいて算定した通話料の支払いを要します。</u></p> <p>2 <u>ビデオ会議契約者（タイプ2に係るものに限り）は、通話料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別に事情があるときは、ビデオ会議契約者（タイプ2に係るものに限り）と協議し、その事情を参酌するものとします。</u></p>	<p>第22条の2 <u>削除</u></p>
<p>第23条～第37条（略）</p>	<p>第23条～第37条（略）</p>
<p><u>(利用に係る契約者の義務)</u></p> <p>第38条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号（ビデオ会議サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならず、また、他の利用者（タイプ2に係る者に限り。）間でも共有してはなりません。</u></p>	<p><u>(利用に係る契約者の義務)</u></p> <p>第38条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号（ビデオ会議サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。</u></p>
<p>第39条～第43条（略）</p>	<p>第39条～第43条（略）</p>

<p>別記 1～2</p> <p>3 ビデオ会議専用端末機器の販売等</p> <p>3-1 (略)</p>	<p>別記 1～2</p> <p>3 ビデオ会議専用端末機器の販売等</p> <p>3-1 (略)</p>
<p>3-2 <u>タイプ2に係るもの</u></p> <p><u>(1) 当社は、ビデオ会議契約者(タイプ2に係る者に限ります。)から請求(別記4-2に定める保守サービスの請求と同時に行われた場合に限ります。)があったときは、ビデオ会議端末(ビデオ会議契約者(タイプ2に係る者に限ります。))がビデオ会議サービスと通信プロトコルのH.323により符号、音響又は映像の伝送交換を行う機器及びこれに附属する機器をい</u> <u>います。以下同じとします。)を販売します。この場合、ビデオ会議契約者(タイプ2に係る者に限ります。)は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第42条の2(特約)に定めるところによります。</u></p> <p><u>(2) 当社は、ビデオ会議契約者((1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。)から請求があったときは、ビデオ会議端末の設置に係る工事を行います。この場合、ビデオ会議契約者((1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。)は、工事の態様により当社が個別に算定する工事費の支払いを要します。この場合においてこの工事費は別に算定する実費とします。</u></p> <p><u>(3) ビデオ会議端末の引渡しは、ビデオ会議契約者((1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。)がビデオ会議端末を受取ったことを当社が確認したことにより完了するものとします。</u></p> <p><u>(4) ビデオ会議端末の所有権は、ビデオ会議契約者((1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。)によるビデオ会議機器の販売に関する料金、ビデオ会議端末の設置に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社からビデオ会議契約者</u></p>	<p>3-2 <u>削除</u></p>

<p><u>（(1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。）に移るものとし</u>ます。</p> <p><u>(5) 当社は、ビデオ会議契約者（(1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。）</u> <u>から請求があったときは、別記4-2に定めるところにより、保守サービスを提供します。</u></p> <p><u>(6) 当社は、ビデオ会議端末の販売及び設置に関わる工事を日本国内でのみ</u>します。</p> <p><u>(7) ビデオ会議契約者（(1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。）は、次</u> <u>に掲げる事項について保証するものとし</u>ます。</p> <p><u>ア ビデオ会議契約者（(1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。）が、関</u> <u>連法規によりビデオ会議端末に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める</u> <u>外国ユーザリストに掲載されている者ではないこと</u></p> <p><u>イ ビデオ会議端末を、核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用</u> <u>に供しないこと</u></p> <p><u>ウ ビデオ会議端末をアに規定する者に輸出又は提供しないこと</u></p> <p><u>(8) (1)から(7)までに規定するほか、ビデオ会議端末の販売に関する料金及び工事に関する費</u> <u>用の支払方法については第26条（料金等の支払い）に、消費税相当額の加算については第32</u> <u>条（消費税相当額の加算）に、延滞利息については第30条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じ</u> <u>て取り扱い、その他の提供条件については、ビデオ会議サービスに準じるものとし</u>ます。</p>	
<p>4 ビデオ会議専用端末機器に関する保守サービスの提供</p> <p>4-1（略）</p>	<p>4 ビデオ会議専用端末機器に関する保守サービスの提供</p> <p>4-1（略）</p>

4-2 タイプ2に係るもの

(1) 当社は、ビデオ会議契約者（別記3-2(1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。）から請求（別記3-2（ビデオ会議端末の販売等）に規定するビデオ会議端末の販売の請求と同時に行われた場合に限ります。）があったときは、会議端末機器に関する保守サービスを提供します。この場合、ビデオ会議契約者（別記3-2(1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。）は、保守の態様により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第42条の2（特約）に定めるところによります。

(2) 保守サービスの提供を開始する日は、そのビデオ会議専用端末機器に関する設置の工事の日とします。

(3) 保守期間（保守サービスを提供する期間をいいます。以下同じとします。）は、保守サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

(4) (3)の保守期間の満了の日の1か月前までに当社又はビデオ会議契約者（別記5(1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。）のいずれからも異議がないときは、保守期間は満了の日の翌日から更に1年間自動的に継続するものとし、以降も同様とします。

(5) ビデオ会議契約者（(1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。）は、(3)及び(4)の保守期間内に保守サービスの利用の廃止があった場合（ビデオ会議契約の解除があったことによる場合を含みます。）は、残余の期間に対応する保守サービスに関する料金の相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(6) 当社は、ビデオ会議専用端末機器の保守サービスを日本国内でのみ提供します。

(7) (1)から(6)までに規定するほか、会議端末の保守サービスに関する料金の支払方法につい

4-2 削除

<p><u>ては第26条（料金等の支払い）に、消費税相当額の加算については第32条（消費税相当額の加算）に、延滞利息については第30条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件についてはビデオ会議サービスに準じるものとします。</u></p>	
<p>5～6（略）</p>	<p>5～6（略）</p>

料金表 第1表 料金（附帯サービスに関する料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区分	内容												
(1) (略)	(略)												
(2) (略)	(略)												
(3) ビデオ会議サービスにおける同時に参加可能な者の数の上限	ア (略) イ ビデオ会議サービス(タイプ2及びタイプ3に係るものに限り ます。)の同時に参加可能な者の数の上限は、50とします。												
(4) 利用料金の適用	利用料金は、第1表2（料金額）に規定する 基本料 、 利用料及び付加機能利用料 を合算して適用します。												
(5) (略)	(略)												
(6) (略)	(略)												
(7) 利用者数等の変更等があった場合の取扱い	ア (略) イ タイプ2に係るもの <table border="1" data-bbox="533 1142 1079 1497"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更内容</th> <th colspan="2">取り扱い</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>申出日</th> <th>適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数の変更</td> <td>利用者数の増加に伴う変更の場合</td> <td>変更希望日の10営業日前までの場合</td> <td>希望日</td> </tr> </tbody> </table>	変更内容		取り扱い				申出日	適用日	利用者数の変更	利用者数の増加に伴う変更の場合	変更希望日の10営業日前までの場合	希望日
変更内容		取り扱い											
		申出日	適用日										
利用者数の変更	利用者数の増加に伴う変更の場合	変更希望日の10営業日前までの場合	希望日										

料金表 第1表 料金（附帯サービスに関する料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区分	内容
(1) (略)	(略)
(2) (略)	(略)
(3) ビデオ会議サービスにおける同時に参加可能な者の数の上限	ア (略) イ ビデオ会議サービス(タイプ3に係るものに限り ます。)の同時に参加可能な者の数の上限は、50とします。
(4) 利用料金の適用	利用料金は、第1表2（料金額）に規定する 基本料 及び付加機能利用料 を合算して適用します。
(5) (略)	(略)
(6) (略)	(略)
(7) 利用者数等の変更等があった場合の取扱い	ア (略) イ 削除

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="524 169 667 469"></td> <td data-bbox="667 169 808 469"></td> <td data-bbox="808 169 949 469"> <u>上記以外 の場合</u> </td> <td data-bbox="949 169 1090 469"> <u>申込み日 から10営業日後以 降の希望 日</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="524 469 667 703"> <u>利用者数 の減少に 伴う変更 の場合</u> </td> <td data-bbox="667 469 808 703"></td> <td data-bbox="808 469 949 703"> <u>変更希望 日の10営業日前ま での場合</u> </td> <td data-bbox="949 469 1090 703"> <u>変更希望 日の翌日</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="524 703 667 884"></td> <td data-bbox="667 703 808 884"></td> <td data-bbox="808 703 949 884"> <u>上記以外 の場合</u> </td> <td data-bbox="949 703 1090 884"> <u>申込み日 から10日 後の翌日</u> </td> </tr> </table> <p data-bbox="539 895 1084 1299"> <u>備考</u> <u>本規約において、「営業日」とは、土曜日、日曜 日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年 法律第178号）の規定により休日とされた日並び に1月2日、1月3日及び12月29日から12月31 日までの日をいいます。以下同じとします。）を 除く日をいいます。</u> </p> <p data-bbox="524 1310 618 1342">ウ（略）</p>			<u>上記以外 の場合</u>	<u>申込み日 から10営業日後以 降の希望 日</u>	<u>利用者数 の減少に 伴う変更 の場合</u>		<u>変更希望 日の10営業日前ま での場合</u>	<u>変更希望 日の翌日</u>			<u>上記以外 の場合</u>	<u>申込み日 から10日 後の翌日</u>		ウ（略）
		<u>上記以外 の場合</u>	<u>申込み日 から10営業日後以 降の希望 日</u>												
<u>利用者数 の減少に 伴う変更 の場合</u>		<u>変更希望 日の10営業日前ま での場合</u>	<u>変更希望 日の翌日</u>												
		<u>上記以外 の場合</u>	<u>申込み日 から10日 後の翌日</u>												
(8) 基本料金の適用	ア（略）	(8) 基本料金の適用	ア（略）												

	<p>イ <u>タイプ2に係るもの</u> <u>料金表第1表2(料金額)2-1-1(基本料)イ(タイプ2に係るもの)を適用します。</u> ウ (略)</p>		<p>イ <u>削除</u> ウ (略)</p>
<u>(9) 利用料の適用</u>	<p><u>利用料は、次の料金を合算して適用します。</u> <u>ア 音声会議利用料</u> <u>イ 通話料</u> <u>ウ 海外ローカルアクセスポイント利用料</u></p>		
<u>(10) 利用料に係る接続通信時間の測定等</u>	<p><u>ア 当社は、利用料に係る通信の接続通信時間を測定します。</u> <u>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</u></p>		
<u>(11) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話料の取扱い</u>	<p><u>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話料は次のとおりとします。</u> <u>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</u> <u>イ 機器の故障等により正しく算定することができな</u></p>		

かった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ ア以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

(1)過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2)過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日

平均の通話料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通話料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

2 料金額

2-1 利用料金

2-1-1 基本料

ア タイプ1に係るもの（略）

イ タイプ2に係るもの

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額（月額）</u>
<u>ID利用料</u>	<u>1の利用者ごとに</u>	<u>4,500円</u> <u>(4,950円)</u>

備考

当社はビデオ会議契約に係る利用者数が5以上の場合に限り、ビデオ会議機能を提供します。

ウ タイプ3に係るもの

2-1-2 付加機能利用料（略）

2 料金額

2-1 利用料金

2-1-1 基本料

ア タイプ1に係るもの（略）

イ 削除

ウ タイプ3に係るもの

2-1-2 付加機能利用料（略）

2-2 利用料

ア 音声会議利用料

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額 (月額)</u>
<u>音声会議利用料</u>	<u>1 会議参加者あたり 1 分につき</u>	<u>25円</u>
		<u>(27.5円)</u>

イ 通話料

Arcstar Conferencing 音声会議サービス契約約款料金表第 1 表 1-5 通話料金と同額とする。

ウ 海外ローカルアクセスポイント利用料

Arcstar Conferencing 音声会議サービス契約約款料金表第 1 表 1-6 海外ローカルアクセスポイント利用料金と同額とする。

第 2 手続きに関する料金 (略)

2-2 削除

第 2 手続きに関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。）

第1 適用

区分	内容				
(1) 工事費 の算定	<p>工事費は、工事の区分に応じ次表に定める工事の内容に係る工事費を合計して算出します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>タイプ2に係るもの</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>区分</u></th> <th><u>工事の内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>初期工事</u></td> <td><u>サイト構築に関する工事費と施行した工事に係る利用者設定に関する工事費及び運用導入に関する工事費を合計して算出します。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p>	<u>区分</u>	<u>工事の内容</u>	<u>初期工事</u>	<u>サイト構築に関する工事費と施行した工事に係る利用者設定に関する工事費及び運用導入に関する工事費を合計して算出します。</u>
<u>区分</u>	<u>工事の内容</u>				
<u>初期工事</u>	<u>サイト構築に関する工事費と施行した工事に係る利用者設定に関する工事費及び運用導入に関する工事費を合計して算出します。</u>				
(2) (略)	(略)				
(3) (略)	(略)				
(4) (略)	(略)				

第2表 工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。）

第1 適用

区分	内容
(1) 工事費 の算定	<p>工事費は、工事の区分に応じ次表に定める工事の内容に係る工事費を合計して算出します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p> <p>ウ (略)</p>
(2) (略)	(略)
(3) (略)	(略)
(4) (略)	(略)

<p>第2 工事費の額</p> <p>1 タイプ1に係るもの（略）</p> <p>2 <u>タイプ2に係るもの</u></p> <table border="1" data-bbox="103 341 1097 639"> <thead> <tr> <th><u>区分</u></th> <th><u>単位</u></th> <th><u>工事費の額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>初期工事費</u></td> <td><u>1の工事ごとに</u></td> <td><u>10,000円</u> <u>(11,000円)</u></td> </tr> <tr> <td><u>運用導入に関する工事費</u></td> <td><u>1の工事ごとに</u></td> <td><u>25,000円</u> <u>(27,500円)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 タイプ3に係るもの（略）</p>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>工事費の額</u>	<u>初期工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>10,000円</u> <u>(11,000円)</u>	<u>運用導入に関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>25,000円</u> <u>(27,500円)</u>	<p>第2 工事費の額</p> <p>1 タイプ1に係るもの（略）</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 タイプ3に係るもの（略）</p>
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>工事費の額</u>								
<u>初期工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>10,000円</u> <u>(11,000円)</u>								
<u>運用導入に関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>25,000円</u> <u>(27,500円)</u>								
<p>第3表 附帯サービスに関する料金（略）</p>	<p>第3表 附帯サービスに関する料金（略）</p>									

別表 ビデオ会議サービスの提供機能

提供機能	内容
アプリケーション共有機能（タイプ1に係るものに限ります。）	会議参加者にインストールしてあるアプリケーションを共有することができる機能（アプリケーションの映像を他の会議参加者に見せることができる機能）
デスクトップ共有機能	会議参加者のPC上にある、アプリケーションを含むすべての機能を共有することができる機能
ビデオ映像機能	ビデオ映像にて参加者の映像を画面上に表示させる機能
通話機能	コンピュータに取り付けたマイクとスピーカを通して、音声共有することができる機能
音声会議機能（タイプ2に係るものに限りません。）	当社が提供する各拠点における電話機等を電話会議サービス網を介して接続し、多地点間での通信を提供する電気通信機能
録画機能（タイプ2に係るものに限りません。）	会議の内容を当社が提供するディスクストレージに格納、再生を可能とする機能

別表 ビデオ会議サービスの提供機能

提供機能	内容
アプリケーション共有機能（タイプ1に係るものに限ります。）	会議参加者にインストールしてあるアプリケーションを共有することができる機能（アプリケーションの映像を他の会議参加者に見せることができる機能）
デスクトップ共有機能	会議参加者のPC上にある、アプリケーションを含むすべての機能を共有することができる機能
ビデオ映像機能	ビデオ映像にて参加者の映像を画面上に表示させる機能
通話機能	コンピュータに取り付けたマイクとスピーカを通して、音声共有することができる機能

附 則（令和3年5月19日 A P S 1サ第00785687号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。